

平成 23 年度事業計画

第 1 総 則

平成 23 年度の事業計画及び予算は、予算編成マニュアルを策定するとともに、ガバナンスの確保を図るため、正・副会長、各常任部会長及び専務理事を構成員とした『予算編成会議』を設置し、その会議において、事業計画及び予算を検討するための基本方針を策定した。

その結果を各常任部会に伝え、各常任部会において具体的な事業計画の策定及び事業予算の編成を行い、財務部会において各常任部会が編成した事業予算を収支予算としてまとめた。

これらの事業計画及び予算は、改めて予算編成会議において調整を行い、最終原案とするとともに、調整結果を各常任部会にフィードバックし、円滑な事業の推進を図ることとしている。

平成 23 年度事業の基本的な考え方は、次のとおりである。

平成 20 年 12 月 1 日に施行された新公益法人制度への移行については、協会としての移行方針を導き出すための資料収集、税務シミュレーション、会員にとってのメリット・デメリット等いろいろな角度からの検討を続け、公益に移行する方針を固めた。移行するに当たっては、定款変更、協会事業の再仕分け等、整理しなければならない課題があり、平成 23 年度はこれらの課題処理を行うとともに具体的な移行認定申請資料を作成するなど、平成 24 年 7 月に申請手続きを行えるよう、必要な準備作業に取り組む。

調理師養成教育制度の充実に向け、本年度設置したコアカリキュラム検討特別委員会において、各教科科目の教科内容、教員資格、施設設備等の見直しを行い、その結果を報告書としてまとめ、厚生労働省に具申しており、平成 23 年度は、指導要領の改正等、その実現に向けた活動を展開する。

また、調理師養成施設入学希望者の掘り起こしを図るため、調理技術コンクール全国大会等の実施はもとより、養成施設の存在を広くアピールするためマスコミとの連携等を含めた新たな事業の企画、展開を図る。

調理技術コンクール全国大会は、平成 19 年度から食育フェスタの中に組み込む形で実施してきたが、協会財政が逼迫している現状において経費の縮小等の課

題を検討する中で、平成 22 年度において、食育フェスタから切り離し、平成 18 年度以前の形に戻して実施することとし、平成 23 年度においても平成 22 年度を踏襲して単独事業として実施する。

食育フェスタについては、総会との同時開催や他の企業・団体のイベントとの共同開催の模索など食育フェスタのあり方等について改善検討する。

企業との共同開発事業については、平成 23 年度において大手百貨店を活用したイベント「専門学校はおいしい(仮称)」を実施することとし、平成 22 年度において実施した各養成施設における共同開発商品の現状把握（既存、開発予定等）のための調査の結果を基に、単なる商品販売ではなく、さすが専門学校は違うと社会に認められる事業内容としていくとともに定着化・拡大化を図り、マスコミとの連携等を含め、養成施設の存在を広く世の中に浸透させるための事業展開について検討し、実行していく。

さらに、平成 22 年度からの取り組みである留学生の就労ビザ取得に向けた要望活動は、単年度で完結する事業ではないことから、平成 23 年度においても引き続き活動を展開する。

なお、従前から継続している事業は、経費の見直しを図ることとし、基本的には従前を踏襲する。

第 2 基本方針

1 総務部会

- 1 組織の充実強化
- 2 調理師養成施設の適正な運営の推進と養成教育制度の改正要望
- 3 試験合格者と養成施設卒業者との整合性の確保
- 4 新公益法人制度移行方針に基づく協会運営・組織の見直し
- 5 調理師養成施設向け総合補償制度の周知
- 6 調理師養成施設における留学生の就労ビザの取得要望
- 7 調理師養成施設入学生を対象とした奨学金制度の調査、研究及び要望
- 8 広報活動の展開
- 9 機関紙の発行

- 10 友誼団体との連絡提携
- 11 新規事業の企画、検討及び調査
- 12 その他

2 財務部会

- 1 適正な財政を確保するための具体案の策定とその実施
- 2 新公益法人制度移行方針に基づく財政課題の検討とその対応
- 3 公的融資機関(日本政策金融公庫)への要望活動

3 教育振興部会

- 1 調理師養成教育のと振興と活性化
- 2 技術考査制度の適正な運営と改善
- 3 「食育」推進事業の展開
- 4 「食育インストラクター」認定登録制度の推進
- 5 各種研修事業の推進
- 6 食品技術管理専門士の意義確認と教育奨励賞の交付
- 7 学校教材等の編集事業の推進
- 8 教材出版物頒布業務の見直しとその推進
- 9 全調協食育フェスタの改善と方向転換
- 10 調理技術コンクールの実施
- 11 「調理・食育学会(仮称)」に結びつくような研究発表会の開催を検討

第3 事業内容

1 総務部会

- 1 組織の充実強化
 - (1) 協会未加入調理師養成施設に対し、積極的な入会の勧奨を行う。
 - (2) 地区協議会の運営に万全を期すとともに、地区協議会に設置することとした県評議会の設置を促進し、充実を図る。
 - (3) 教職員及び調理師養成施設卒業生(卒業見込み者)に対し、賛助会員(準

会員) への入会を促進し、準会員登録証を交付する。また、準会員への情報提供(メルマガ登録及び配信)について周知し、積極的な運用を図る。

(4) 総会等での教育資材展等への参加を促進するなど、賛助会員(団体会員)との協力体制の強化を図る。

(5) 事務局の機能強化に必要な人材の確保、事務処理の効率化を図る。

2 調理師養成施設の適正な運営の推進と養成教育制度の改正要望

(1) 調理師養成教育制度の将来的な展望、あり方について調査、研究し、課題を解消するために必要な事業に取り組む。

(2) 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会において審議されている「職業実践的な教育に特化した新たな高等教育機関の創設」について情報収集するとともに、調理師養成施設への影響、協会としての対応について調査、研究する。

(3) コアカリキュラム検討特別委員会がまとめたカリキュラム、教員資格、施設設備等の見直しにかかる報告書及びこれまでに提出した要望書の内容を含めた調理師養成施設指導要領の見直し案を作成し、その実現を関係機関に要望する。

(4) 広告媒体や入試制度等社会環境の変化に伴い、広告表示に関する自主規約を全面的に見直し、新たな倫理規程を策定して、養成施設の学生募集等に関する適正な運営を図る。

(5) 地域主権戦略大綱(原則国の出先機関廃止)に伴う養成施設の指定、改善指導等の権限委譲並びに進学指導への行政関与等の動向について情報収集するとともに、協会としての対応を図り、関係機関への申し入れ等必要な活動を行う。

(6) その他制度改正のための調査、研究を行う。

3 試験合格者と養成施設卒業者との整合性の確保

(1) 前年度までに提出した要望書に対する回答を引き続き求める。

(2) 調理師試験指定試験機関の運営及び活動に参画し、試験合格者と養成施設卒業者との整合性確保(全国統一試験、実技試験の導入等の実現)の推進を図る。

(3) 調理師養成施設指導要領等の見直しに連動させて、調理師試験の実施に

についての局長通知等制度の見直しを要望するとともに、調理師試験の現状把握のための調査を実施する。

4 新公益法人制度移行方針に基づく協会運営・組織の見直し

- (1) 新公益法人制度移行方針に基づいて認定申請にかかる書類作成等、移行準備に取り組む。
- (2) 新公益法人制度移行方針に基づく協会運営・組織の見直しを行う。
- (3) 協会運営・組織の見直しに伴う新規規程の策定等、諸規程の整備を図る。

5 調理師養成施設向け総合補償制度の周知

食中毒、事故、生徒間のトラブル等に対応する総合補償制度の周知、普及を促進する。

6 調理師養成施設における留学生の就労ビザの取得要望

調理師養成施設留学生の卒業後の就労ビザの取得について、関係行政機関に要望する等必要な活動を継続して行う。

7 調理師養成施設入学生を対象とした奨学金制度の調査、研究及び要望

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用制限の緩和（1年制課程での利用等）の実現に向け、関係機関への要望等、継続して必要な活動を行う。
- (2) 協会独自の奨学金制度にかかる調査、研究を行う。

8 広報活動の展開

- (1) 「調理師養成施設一覧」を厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室と共同で作成し、広報資料として配布する。
- (2) 入学者の拡大を図るため、インターネットによる協会広報サイト（PC web、Mobile 等）において、調理師の魅力をアピールするようコンテンツの充実を図り、会員校広報サイトを支援するとともに、協会広報サイトへの参加（リンク）を促進する。
- (3) 入学者減少対策の一環として、インターネットによる外国語（英語・中国語・韓国語）版調理師養成施設サイトの制作について調査、検討する。
- (4) インターネットによる協会の広報について、「調理師養成施設関係統計」を掲載するなどの充実を図る。

9 機関紙の発行

- (1) 協会ニュース（月刊）を協会ホームページに掲載し、協会事業及び調理・教育等に関する情報を提供する。
- (2) 養成施設に関する情報（行政機関、業界団体、報道関係等の発信する情報）の収集を積極的に行い、これを会員に提供するとともに養成施設及び協会の運営等に活用する。

10 友誼団体との連絡提携

- (1) 調理師関係団体及び食育、栄養、健康づくり関係団体との連絡提携を図る。
- (2) 調理師関係功労者厚生労働大臣表彰式典の開催に協力する。

11 新規事業の企画、検討及び調査

新規事業として、①料理に関する古今東西のデータ集積、②廃止養成施設の学籍簿の保管・証明書交付、③料理の特許（発祥・由来・考案者等）の認定などを行う『資料センター（仮称）』の設置について、調査、研究する。

12 その他

- (1) 健康増進、食生活改善及び食品衛生向上、食育等に関する国の施策及び行事等に対する協力を行う。
- (2) 教育振興部会が取り組む「食育」啓蒙活動に協力するとともに、国又は関係団体が実施する食育普及啓蒙に関する行事等に後援、協賛する。
- (3) 長年調理師養成教育に貢献された役員、会員校（設立者、施設長、教職員）、事務局職員等への表彰または謝意表明を行う。

2 財務部会

1 適正な財政を確保するための具体案の策定とその実施

- (1) 事業計画並びに収支予算の編成において、新たに設置された予算編成会議に対し、各常任部会が策定した各種事業の計画内容及び事業予算について財政面から見た意見具申を行う。
- (2) 各常任部会に収入増、支出減を図るための方策等の企画、検討を促す。併せて、各常任部会が推進する協会事業に積極的に協力する。
- (3) 協会の資産のより適正な管理を推進する。

- (4) 公的退職金共済制度（独立行政法人勤労者退職金共済機構）及び生命保険会社の積立保険制度等の活用を含め、具体的導入案を策定し、その推進を図る。
- 2 新公益法人制度移行方針に基づく財政課題の検討とその対応
 - (1) 新公益法人制度移行方針に基づいて、特定目的積立資産の取り扱いを検討し、必要な対応を図る。
 - (2) 教育振興強化基金及び会館設立積立金の将来的あり方等について、新公益法人制度移行後の財政シミュレーション等を行い検討する。
- 3 公的融資機関（日本政策金融公庫）への要望活動
 - 公的融資機関（日本政策金融公庫）の活用について必要な要望活動をさらに継続して行う。

3 教育振興部会

- 1 調理師養成教育の振興と活性化
 - (1) 調理師志望者の増加を図るため、協会が実施している各種教育振興事業について、その改善、充実を図る。
 - (2) 安定した就職先が確保できる調理師養成施設をアピールするための方策について具体的に検討する。
 - (3) 養成施設単独で、あるいはフードビジネス業界や地元自治体と共同で、独自に開発した食品や料理などを頒布することをとおして、養成施設の広報・PRにつなげる催事を企画したり、共同開発するための橋渡しを具体的にを行う。
 - 平成 23 年度は、その手始めとして高島屋での催事をスタートさせ、その継続及び拡大をめざす。
- 2 技術考査制度の適正な運営と改善
 - (1) 専門調理師、調理技能士試験の学科試験免除のための技術考査にかかる厚生労働省からの機関委託事務を推進する。
 - (2) 実施団体として養成施設からの委託を受け、その便を図るとともに、技術考査の実施に当たっては、より適正な運営が行えるよう万全の体制を整える。

- (3) 技術考査結果の活用を図る技術考査成績活用事業を推進するとともに、その普及に努める。
- (4) 合格者台帳・名簿等の取り扱いや保管の機能性を高めるため、データのデジタル化を改めて検討する。

3 「食育」推進事業の展開

- (1) 食育冊子（『何を食べる？誰と食べる？どう食べる？～食育の実践に向けて～』）及びバッジの普及を図るとともに、引き続き「食育教室」の実施を会員に要請する。また、「食育教室」を実施した養成施設を「食育推進校」に認定し、5年連続で実施した養成施設には、クリスタル製の表彰盾を贈呈する。
- (2) 国が定めた「食育の日」を意識した事業を展開するとともに、「食育」を「Shoku-iku」として国際的に推進していくための事業を企画検討するなど、「食育」の普及啓蒙を図るための事業を積極的に推進する。
- (3) テレビ朝日が新たに開催する食育啓蒙関連イベント（初回を2011年7月開催予定）に全調協の食育イベントを参画させることについて、そのための経費や参画方法等を具体的に提示し、協会としての共同参画の可能性を検討する。併せて、全調協食育フェスタをこの共同参画に載せられるかどうかも模索する。

平成23年度は、参画の可能性を探るための情報収集を目的に、同イベントに出展し、協会の食育啓蒙活動PR等を行う。

4 「食育インストラクター」認定登録制度の推進

- (1) 「食育インストラクター」認定登録制度を推進し、養成施設の在校生及び卒業生に本制度の普及を図ることにより、「食育」指導のできる質の高い調理師の養成を目指す。
- (2) 助手を含む養成施設の教員への本制度の普及については、取得者が飽和状態となることが予想されるので、平成23年度の食育講習会の実施については、希望者の数を事前に把握してから実施の有無を決定する。
- (3) 本制度を一般向けにPRするため、「調理師学校@web」などを活用して、調理師をめざすきっかけや調理師学校を志望する動機づけとなるような情報を提供する。

(4) 同制度のワンランク上の資格として「食育インストラクターⅡ（仮称）」の創設とその活用について、さらに検討する。

5 各種研修事業の推進

(1) 調理理論、調理実習にかかる教員資格取得のための研修会については、平成 22 年度中にコアカリキュラム検討特別委員会において行われた調理師養成教育制度にかかる教科科目・授業時間数及び教員資格等の見直し結果次第によっては、研修会の必要性がなくなることが予想されることから、同研修会の新たなカリキュラム案については保留とし、平成 23 年度の実施については、例年どおり、事前調査の結果により決定する。

(2) 教職員の資質の向上に資するため、教科別セミナーや教育者研修など各種講習会、研修会等を開催する。

6 食品技術管理専門士の意義確認と教育奨励賞の交付

(1) 2年制専門課程卒業者を名称登録する「食品技術管理専門士」登録制度について、その意義や位置づけを確認し、改めてコンセンサスを図った上でその普及に努める。

(2) 調理師養成教育の振興を図るため、優秀な学生・生徒を表彰するとともに段階制の技能奨励賞を交付する。

7 学校教材等の編集事業の推進

(1) 平成 22 年度中にコアカリキュラム検討特別委員会において行われた調理師養成教育制度にかかるカリキュラムの見直し結果を受け、それに即した内容とするための必修編教科書改訂の準備を進める。

また、選択編教科書については、新たに編纂する必要があるかどうかを検討する。

(2) 教科書改訂に伴う必携問題集の改訂について、準備を進める。

(3) 平成 22 年 11 月に発表された文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告に基づき『食品標準成分表』の改訂版を編纂する。

8 教材出版頒布業務の見直しとその推進

公益法人制度改革に伴う協会運営の見直しを進める中で、総務部会や財務部会と連携して教材出版頒布事業のあり方等について引き続き具体的に見直しを図る。

9 全調協食育フェスタの改善と方向転換

- (1) 食育色とフェスタ色を強化し、「食育フェスタ」という名にふさわしい次のような内容の新しいイベントを開催する。
 - 1) 食育セミナーについて、数の増大、内容の拡充を図る。
 - 2) 調理関係団体による関連企画イベントを開催する。
 - 3) スポンサー企業に、食育に特化した展示を行うことを条件に、ブースを無料で提供する。
 - 4) 賛助会員には食育に特化した展示を行うことを条件に、また、都道府県には郷土食材の試食販売やレシピ配布をすることを条件に無料でブースを提供する。
 - 5) 全調協コーナーについて、ミニ食育教室や食育弁当の販売等来場者を引きつけるイベントを実施するなどの充実化を図る。
- (2) 作業の効率化とコストダウンを図るため、日程と会場を総会と抱き合わせて開催する。

10 調理技術コンクールの実施

- (1) 調理師養成教育における調理技術水準の向上とその評価を図ることを目的とした調理技術コンクール全国大会（調理技術評価事業）を開催する。
- (2) 地区大会について、公平性の確保、地区負担の軽減をめざし、見直しを図る。

11 「調理・食育学会(仮称)」に結びつくような研究発表会の開催を検討

協会が平成 22 年度に事務局を担当した「日本健康科学学会第 26 回学術大会」における経験及びその成果から、将来的には、「調理・食育学会(仮称)」につながるような、調理(技術)、食育、健康をメインテーマとした会員教職員による研究発表会の開催を検討する。

第 4 活動組織

協会の事業は、単年度事業で完了するものは少なく、長期的かつ継続的に事業を遂行する必要がある。また、長期にわたり事業活動を展開しなければ、その成果を納めることが極めて困難な性格をもつものが多い。

従って、これらの事業進展と完成の万全を期するため、運営基本組織及び常任部会として本部に協会組織運営規程に基づく次の各機関を設置するとともに、各地区に地区協議会(地区協議会に県評議会を置く。)を組織して、各種事業の推進を図る。

1 本部組織

〔運営基本組織〕

- (1) 常任理事会
- (2) 三役会議

〔特別部会〕

- (1) 協会運営、財政等改善検討委員会
- (2) 予算編成会議

〔常任部会〕

- (1) 総務部会
 - ① 調理師養成教育制度の将来的あり方研究会
- (2) 財務部会
- (3) 教育振興部会
 - ① コンクール実行委員会
 - ② 食育推進委員会

2 地区組織

- (1) 各地区協議会(7地区)
- (2) 県評議会